

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
がと
る翌
日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更
- 生活保護法による医療機関の指定
- 保険医療機関等の指定
- 保険薬剤師の登録
- 土地改良区の定款の変更の認可 (二件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 土地改良法による換地処分
- 開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第千三百三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明高地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 区域を変更する字の名称 | 同上の区域（昭和六十年六月二十日現在の地番による。） |
|-------------|---|
| 大字明高字姥ヶ谷 | 大字明高字姥ヶ谷のうち一〇五三の二、一〇八一、一〇八二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字明高字中真野原 | 大字明高字姥ヶ谷一〇五三の二、一〇八一、一〇八二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字明高字中真野原の全域 |
| 大字堀字上ノ平ル | 大字堀字上ノ平ルのうち三五四三の一の一部、三五四三の三の一部、三五四三の六以外の区域 |
| 大字堀字中ノ平ル | 大字堀字上ノ平ル三五四三の一の一郎、三五四三の三の一部、三五四三の六 大字堀字中ノ平ルの全域 |

鳥取県告示第千三百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|-----------|-------------|
| 境港ドラッグ | 境港市相生町二一八 | 昭和六十年十一月十三日 |

鳥取県告示第千三百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------|-----------------|--------------|
| 芦川外科医院 | 鳥取市田園町四丁目三八七 | 昭和六十年十一月十五日 |
| 堀内診療所 | 鳥取市西品治字新茶屋七四九一三 | " |
| 田 中 医 院 | 倉吉市上井町二丁目九一二 | " |
| 森整形外科医院 | 米子市夜見町二一六〇 | " |
| 上山整形外科医院 | 鳥取市湖山町東二丁目一〇三 | 昭和六十年十一月十六日 |
| 前嶋眼科医院 | 鳥取市元町二二六 | 昭和六十年十一月十八日 |
| 菊 川 医 院 | 八頭郡用瀬町大字別府一〇二一 | " |
| 本家内科医院 | 八頭郡若桜町大字若桜一〇〇一 | 昭和六十年十一月十九日 |
| 清水齒科医院 | 鳥取市湯所町二丁目二三一 | 昭和六十年十一月二十日 |
| 山本齒科医院 | 鳥取市扇町一二七 | 昭和六十年十一月二十一日 |
| フェライト診療所 | 鳥取市岩倉一〇二 | 昭和六十年十二月一日 |
| 鎌沢産婦人科医院 | 米子市熊党一四二一七 | " |

| | | |
|-----------------|------------------|---|
| 医療法人里仁会 北岡病院 | 倉吉市明治町一〇三一―五 | 〃 |
| 乾 医 院 | 気高郡鹿野町大字鹿野一四〇五―一 | 〃 |
| 松本歯科医院 | 鳥取市上魚町四九 | 〃 |
| 岡本歯科医院 | 米子市加茂町一丁目三六 | 〃 |
| 桔梗堂薬局 | 米子市東倉吉町七〇 | 〃 |
| 米沢薬局 | 八頭郡河原町大字長瀬四五―一四 | 〃 |
| 松浦診療所 | 米子市東町一六三 | 〃 |

鳥取県告示第千三百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|---------|-----------|-------------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 野 嶋 佳 子 | 鳥葉第五八八号 | 昭和六十年十一月十三日 |

鳥取県告示第千三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和六十年十一月三十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を昭和六十年十二月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大原千町土地改良区が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業大原千町第二地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十年十一月二十一日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町が行う土地改良事業に係る明高地区第四工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千四百十号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年十月十二日鳥取県指令受鳥土維第七百九十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡鹿野町大字今市字屋形屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡鹿野町大字鹿野一五一七

鹿野町長 小倉利男